

## 第6章 地盤沈下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに13.8cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査が行われた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後、昭和51～53年度に県 国土地理院共同で、昭和54年度以後は県単独で、水準測量を実施している。

なお、調査対象地域を鳥取県地盤沈下調査協議会報告に基づいて、昭和61年度から一部変更した。

### 1 昭和60年度以前の測量との相違点

(1) 沈下がほぼ安定してきている市街地南部における測量を縮小した。

昭和60年度以前	水準点	21点	測量延長	23.1km
昭和61年度以降	水準点	10点	測量延長	14.0km

(2) 千代川左岸の北部地域に仮点（3地点）を設置し、測量を開始した。

### 2 平成6年度の測量による地盤沈下状況

平成6年度（H5.7～H6.7）の1年間の地盤沈下状況は、水準点10点中最大が、秋里〔因幡浄苑水準点番号(7)〕の0.74cmであり、年間1cm以上の沈下が観測された地点はなかった。

市街地北部の他の水準点については、江津〔鳥取県立中央病院 水準点番号(8)〕の0.50cmが最も大きく、秋里〔荒木神社 水準点番号(9)〕の0.00cmが最小となっている。

市街地南部における沈下状況は、寿町〔西中正門前 水準点番号(1)〕で0.03cm、本町一丁目〔遷喬小 水準点番号1067〕で+0.01cmとなっている。

### 3 沈下量の推移

昭和49年度から測量を実施している4地点の中で、最も沈下量の大きい田園町三丁目〔国道29号線田園町交差点北西100m 水準点番号029-119〕についてみると、昭和49～55年度の年間沈下量は、3.90～3.55cmで、毎年ほぼ同程度の沈下量であったのに対し、昭和56年度から年々沈下量は減少してきており、昭和60年度以降は1cm未満の沈下となり、平成5年度の沈下量も0.14cmとなっている。

他の3地点についても、平成6年度の沈下量と昭和49～平成5年度の年間沈下量を経年的に比較すると、年度により増減はあるものの、いずれの水準点も沈下量は減少か横ばいの状況である。

また、昭和53～55年にかけて新たに測量を開始した6地点についても、年度により増減はあるもの

の、沈下量は以前に比べて減少してきており、中でも累計沈下量が最大を示す田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号「建」〕については、平成2年度以降年間沈下量が1cm未満となっている。

次に水準点の中で年間2cm以上沈下した地点の数をみると、昭和56年度が5地点、昭和57年度が4地点、昭和58、59年度が3地点であったが、昭和60年度以降は0地点となっている。

以上により 全体的にみると、市街地北部を含め、鳥取市の地盤沈下は鈍化または横ばいの傾向となっている。

#### 4 地盤沈下原因の推定

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50m程度の洪積層と 層厚30m程度の沖積層が発達し、いわゆる軟弱地層となっている。

地盤沈下の原因については、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10m程度）の圧密によるものと想定されるが、地層の状況、地下水利用及び都市化の進捗状況等により 地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

表121 鳥取市内各水準点の沈下量

〈単位 cm〉

水準点番号	029 -119	009 -209	(1)	1067	「建」	(7)	(8)	009 -210	(9)	(10)
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町	本町一丁目	田園町四丁目	秋里	江津	安長	秋里	秋里
平成6年度の沈下量 [H.5.7~H6.7]	0.14	0.09	0.03	+0.01	0.21	0.74	0.50	0.48	0.00	0.17
昭和49年度~ 平成6年度の沈下量 [S49.6~H6.7] ( )は平均年間沈下量	34.91 (1.84)	19.12 (0.96)	17.70 (0.89)	12.34 (0.62)	注2) S53.7 ~H6.7 35.00 (2.19)	注3) S55.7 ~H6.7 25.36 (1.81)	注3) S55.7 ~H6.7 22.44 (1.60)	注3) S55.7 ~H6.7 14.96 (1.07)	注3) S55.7 ~H6.7 7.86 (0.56)	注3) S55.7 ~H6.7 10.12 (0.72)
備考	国道29号西線 ○田園町交差点	国道9号線 城北公園前	西中正門前	遷喬小学校	建設省鳥取工事事務所	因幡浄苑	中央病院	国道9号線 安長バス停前	荒木神社	工業試験場

注 1) 029-119は、平成2年度に水準点が改埋されたため、平成2年度の沈下量を0としている。  
 2) 「建」は、昭和53年から測量を開始したもの。  
 3) (7)、(8)、009-210、(9)、(10)の5点は、昭和55年度から測量を開始したもの。  
 4) 沈下量の+は、隆起を示す。

図11 主な水準点の累計沈下量

(年 月)

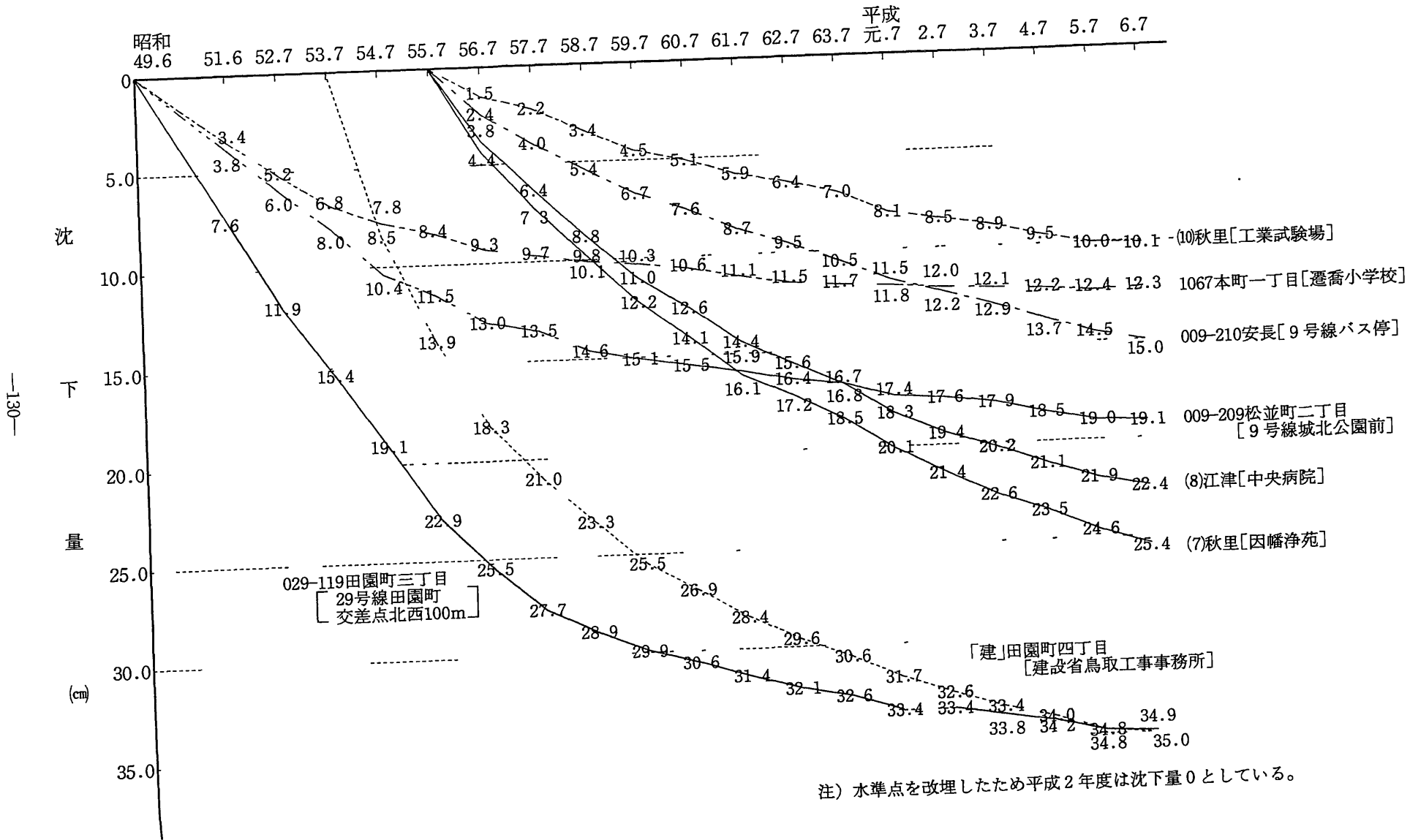
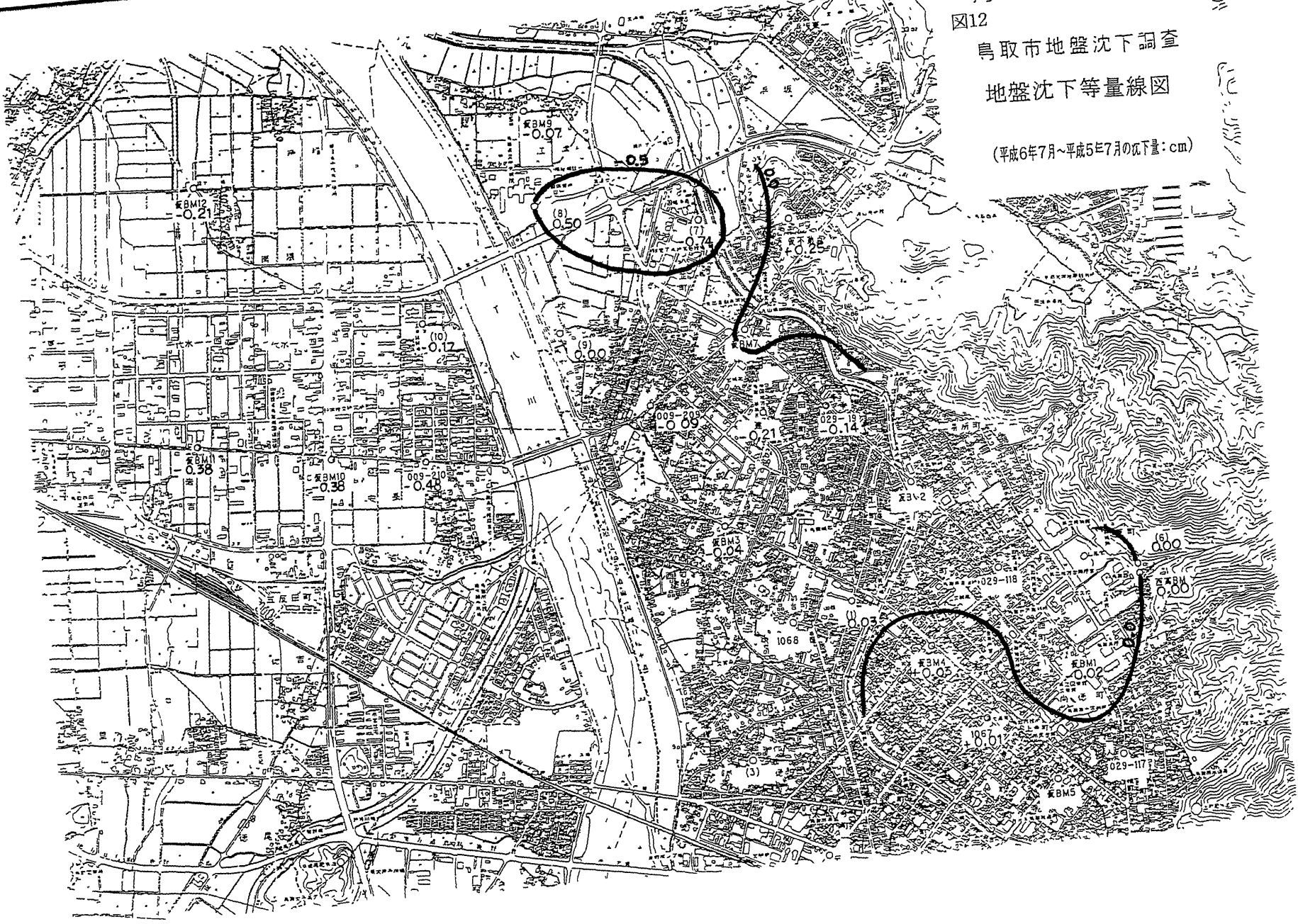


図12

鳥取市地盤沈下調査  
地盤沈下等量線図

(平成6年7月～平成5年7月の低下量: cm)



## 第7章 そのほかの環境汚染物質

### 第1節 休廃止鉱山の重金属

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドミウムが、又、農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壌中の含有量125mg/kg以上、砒素については土壌中の含有量15mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかでは、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山である。〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約140ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地53.4ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定した。また9月24日、農用地土壌汚染対策計画及び公害防止事業費事業者費用負担計画を樹立し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着工し、土地改良対象面積114.9ha中、平成6年度中で100.7ha終了している。

なお、鉱害対策として昭和47～平成6年度に事業費累計2,067,252千円で坑廃水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、堆積場鉱害防止工事、大切坑道補修工事等を行ってきており平成6年度は事業費136,800千円で鉱害防止工事等を実施した。

### 第2節 水銀等重金属類の汚染状況

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、県内水揚魚介類10検体、県外水揚魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

#### 1 土壌、農作物調査

小田川流域の水田140ヘクタールに対し、玄米中のカドミウム含有量について4地点で調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドミウム含有量は4地点平均で0.39mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドミウム基準値1mg/kgを上回るものはなく、食糧庁長官通達で食用以外の用途に売却することとされている0.4mg/kg以上が2地点で検出されている。

表122 平成6年度調査結果

(単位 mg/kg)

地 区	玄米中のカドミウム		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町高住	2	0.36～0.17	0.27
〃 太田	2	0.55～0.49	0.52
合 計	4	0.55～0.17	0.39

資料 平成6年度農産園芸課調査

## 2 魚介類調査

県内水揚魚介類10検体、県外水揚魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和48年7月23日厚生省暫定的規制）総水銀0.4ppmを下回っている。

表123 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
県内水揚魚介類	10	10	0	ppm 0.10	ppm 0.01	ppm 0.04	
県外水揚魚介類	10	10	0	0.27	0.01	0.08	
計	20	20	0	0.27	0.01	0.06	

(注) 平成6年度生活衛生課調査

### 第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている魚介類20検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表124 食品調査結果

種 類 別	総検 体数	検 出 値			暫定的 規制値	適	不適	備 考	
		最高値	最低値	平均値					
魚 介 類	県内水揚	10	ppm 0.02	ppm N D	ppm 0.01	ppm 0.5	10	0	あじ、いわし、かつお、 かます、かれい、きす、 さば、白いか、とびうお、 はまち、ひらめ、かわはぎ べにずわいがに、さんま、 赤はた、しいら、たい、 めばる、すずき
	県外水揚	10	0.13	N D	0.02	0.5	10	0	
	計	20	0.13	N D	0.02	0.5	20	0	

(注) 平成6年度生活衛生課調査

ND 検出されず (0.01未満)



## 第8章 廃棄物

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて行われている。

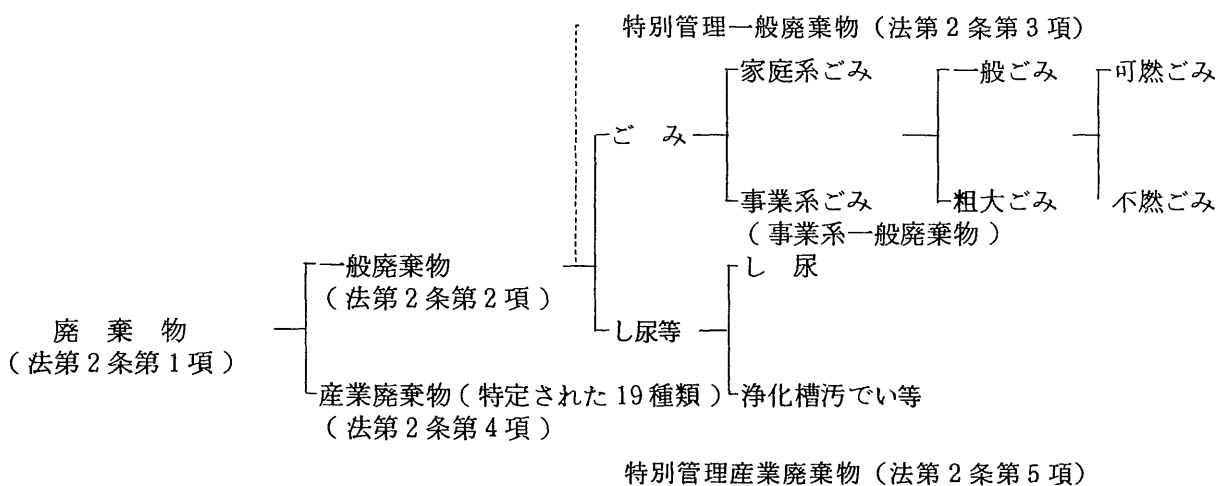
近年、経済活動の活発化、国民の生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化している一方で、廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物の処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。

このため、国において廃棄物の処理に関する諸制度の抜本的な見直しがなされ、平成3年10月に廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用を明示した廃棄物処理法の大幅な改正が行なわれた。（平成4年7月改正法施行）

今後の廃棄物対策は、経済社会活動のあらゆる段階において、廃棄物の発生を抑制し、再利用、資源化を徹底するとともに、適正処理を図ることが基本となる。

廃棄物処理法においては、廃棄物は、次表に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に従って処理されるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、産業廃棄物は排出事業者の処理責任が明定されている。

表125 廃棄物の分類



### 第1節 一般廃棄物

#### 1 一般廃棄物の現況と対策

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法に定めるところにより 所定の計画を策定し、これに基づき再生、収集、運搬、処理処分をすることになっている。

収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するため、各市町村におい

て廃棄物処理施設の整備に努めている。

(1) し尿処理

し尿は、公共下水道において処理されるものを除き、市町村 組合がし尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し処理している。

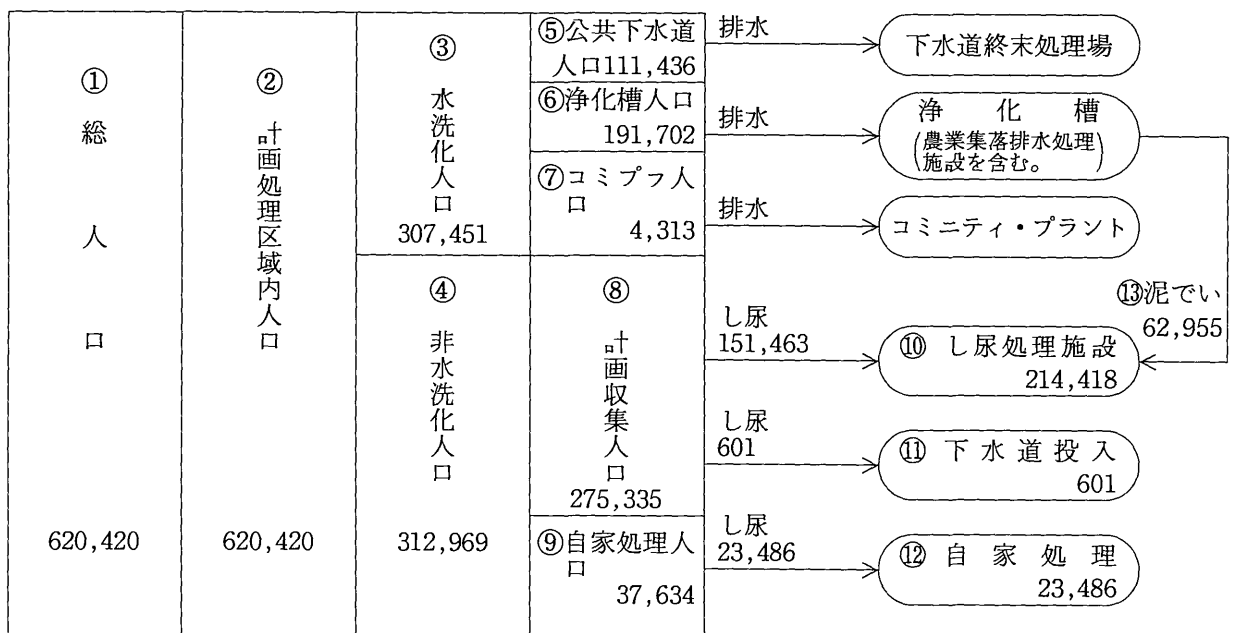
近年、公共下水道の整備及び浄化槽の普及に伴い、水洗化人口が増加しているため、市町村 組合のし尿処理施設による処理量は減少していく傾向にある。

しかし、下水道の整備には、長期にわたる建設期間が必要であることなどから、今後もし尿処理施設の役割は大きいものがあるのが現状である。

平成5年度におけるし尿の処理状況については、図13に示すとおりである。

また、し尿処理施設及びコミュニティ プラントの整備状況等は表126及び表127に示すとおりである。

図13 し尿処理系統図（平成5年度）（単位 人，kl）



計画区域率 ②/①×100=100.0%

水洗化率 ③/①×100= 49.6%

非水洗化率 ④/①×100= 50.4%

計画収集率A ⑧/①×100= 44.4%

自家処理率A ⑨/①×100= 6.1%

1人1日当たりし尿収集量

$(⑩+⑪-⑬) \times 10^3 \div ⑧ \div 365 = 1.51 \text{ l} / \text{人 日}$

1人1日当たりし尿排出量

$(⑩+⑪+⑫-⑬) \times 10^3 \div ④ \div 365 = 1.54 \text{ l} / \text{人 日}$

公共下水道水洗化率 ⑤/①×100=18.0%

浄化槽水洗化率 ⑥/①×100=30.9%

計画収集率B ⑧/④×100=88.0%

自家処理率B ⑨/④×100=12.0%

1人1日当たり浄化槽汚でい収集量

$⑬ \times 10^3 \div ⑥ \div 365 = 0.90 \text{ l} / \text{人 日}$

表126 し尿処理施設の整備状況

(平成6年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (kl/日)	処理方式	稼働開始年月	B 平成5年度中の年間処理実績 (kl/年)	B	
							A×年間稼働日数	残渣量 (t/年)
東部広域行政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消 化	昭和 46. 11	77,342	1.25	137
中部広域行政管理組合	中部クリーンセンター	倉吉市小田 468番地1	140	標準 脱窒素	平成 4. 4	43,477	0.85	243
米子市ほか9か町村衛生施設組合	米子浄化場	米子市安倍 213番地	145	高負荷 脱窒素	平成 2. 12	47,891	0.90	3,314
	白浜浄化場	西伯郡淀江町 中間856番地	80	高負荷 脱窒素	平成 2. 12	24,131	0.83	360
境港市	境港市浄化センター	境港市小篠津町 3632番地1	50	高負荷 脱窒素	平成 元. 12	15,236	0.83	812
日野町・江南町衛生施設組合	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	30	二段活性 汚 濁 処理	昭和 58. 3	6,341	0.58	36
計			615			214,418		4,902

表127 コミューティ プラント

(平成6年3月末現在)

項目 市町村 施設名	処理方式	計画処理人口 (人)	実処理人口 (人)	計画1日 最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	稼働開始年月
米子市河崎団地 汚水処理場	長時間ばっ気	3,000	1,749	900	昭和48年4月
米子市富益団地 汚水処理場	〃	2,000	1,820	600	昭和55年4月
米子市旭が丘 汚水処理場	〃	480	419	120	昭和55年4月
船岡町新庄地区 地域し尿処理施設	接触ばっ気	254	220	94	昭和62年4月
境港市弥生 下水処理場	〃	1,250	1,057	340	平成5年4月
計		6,984	5,265		

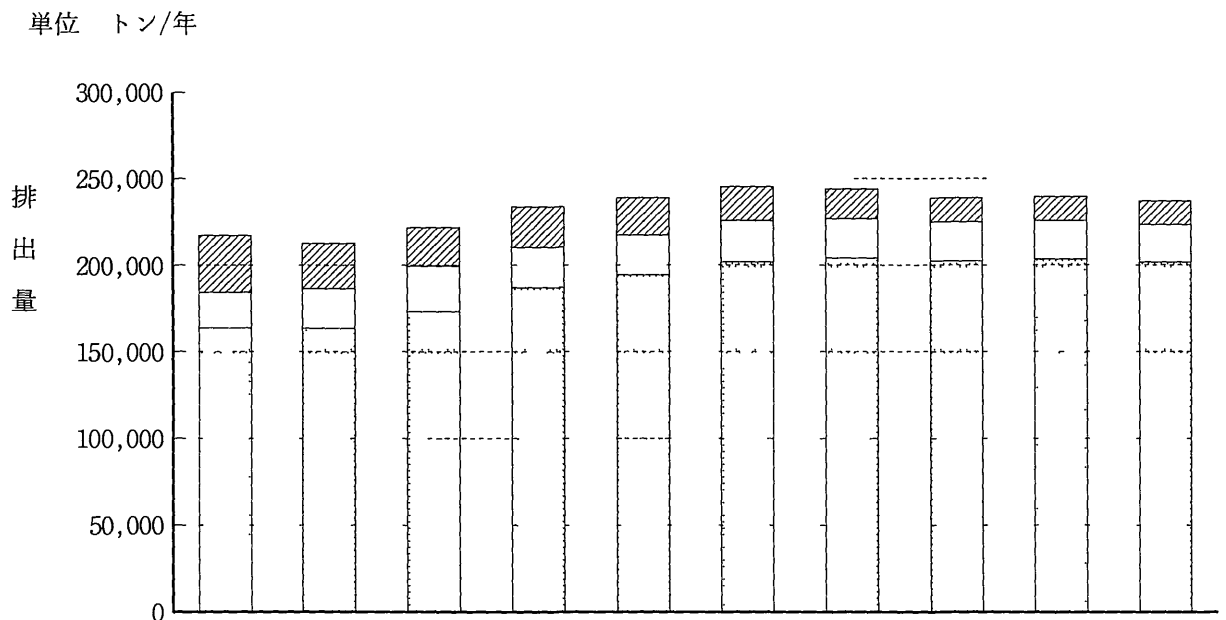
(2) ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、図14のとおり年々増加する傾向にあり、最終処分場等処理施設の確保が困難化している状況から、ごみの排出量を抑制するとともに資源化を推進することが重要な課題となっている。

平成5年度におけるごみ処理の状況は、図16及び図17のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の85%、直接搬入量は9%、自家処理量は6%である。

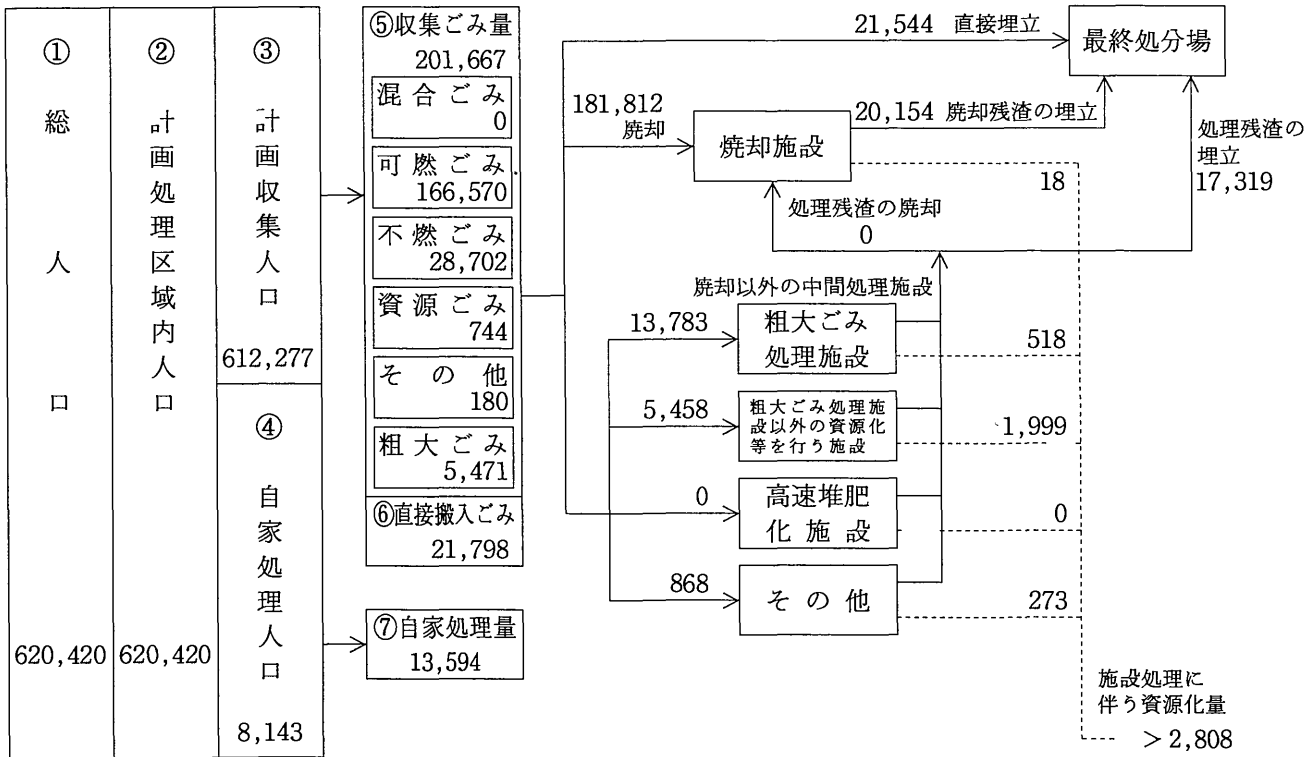
なお、ごみ処理施設整備状況は、表128、表129のとおりである。

図14 県内年間ごみ排出量の推移



年 度	昭和59 年 度	昭和60 年 度	昭和61 年 度	昭和62 年 度	昭和63 年 度	平成元 年 度	平成2 年 度	平成3 年 度	平成4 年 度	平成5 年 度
□収集総量	163,992	163,612	173,191	186,972	194,568	202,105	204,263	202,607	203,563	201,667
□直接搬入ごみ量	20,387	22,971	26,296	23,416	23,094	23,960	22,799	22,550	22,617	21,798
▨自家処理量	32,872	26,190	22,643	23,387	21,400	19,466	17,087	13,685	13,635	13,594
計	217,251	212,773	222,130	233,775	239,062	245,531	244,149	238,842	239,815	237,059

図15 ごみ処理系統図（平成5年度）（単位 人， t）



計画収集区域率 ② ÷ ① × 100 = 100.0%

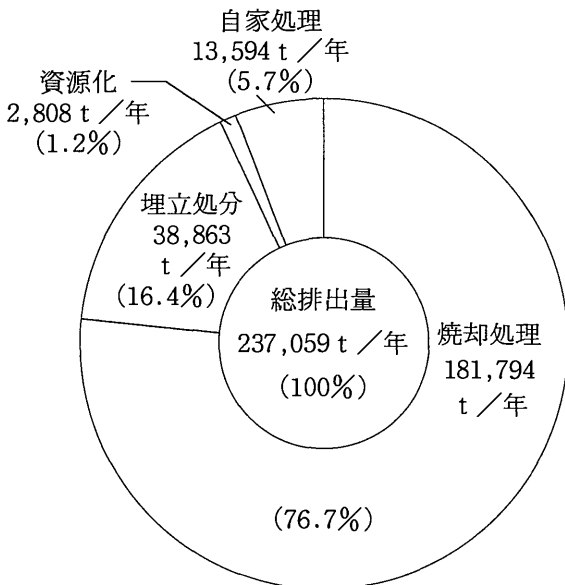
計画収集率 ③ ÷ ① × 100 = 98.7%

1人1日当たりごみ排出量（収集対象） ⑤ × 10<sup>6</sup> ÷ ③ ÷ 365 = 902 g / 人・日

1人1日当たりごみ排出量（総量） (⑤ + ⑥ + ⑦) × 10<sup>6</sup> ÷ ② ÷ 365 = 1,047 g / 人・日

1977年 4,305 / 234,962 6.1%

図16 ごみ処理の状況（平成5年度）



(注) 埋立処分には、焼却灰を含まない。

表128 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

(平成6年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (t/日)	炉型式	稼働開始年月	B 平成5年度中の年間処理実績 (t/年)	稼働率 B — (A×稼働日数)	残渣量 (t/年)
鳥取市	鳥取市神谷清掃工場	鳥取市西今在家地内	270	全連続燃焼式	平成3.11	49,980	0.55	5,728
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524,525	6	機械化バッチ式	昭和46.12	2,327	1.58	180
岩美町	岩美町清掃工場	岩美町大字浦富字坊谷	30	〃	昭和53.6	2,980	0.45	339
福部村	福部浄苑	福部村大字中109	6	〃	昭和50.4	995	0.58	79
河原町	河原町ごみ処理場	河原町大字郷原 434-2	8	機械化バッチ式	昭和52.4	2,720	1.13	273
若桜町	若桜町菅麩芥処理場	若桜町大字浅井	10	〃	昭和51.5	1,008	0.35	2
智頭町	智頭町クリーンセンター	智頭町南方57	16	機械化バッチ式	平成2.4	2,121	0.45	220
八頭東部環境施設組合	組合立ごみ処理場	船岡町大字水口 142-2	20	〃	昭和50.10	5,382	0.93	221
佐治用瀬ごみ処理施設組合	〃	佐治村大字葛谷字水工谷478-2	12	〃	昭和48.7	2,114	0.62	69
気高郡衛生施設組合	〃	気高町大字八束水字ガーガ谷	20	〃	昭和48.4	4,504	0.74	371
中部広域行政管理組合	向山清掃工場	倉吉市和田東町893	36	〃	昭和44.8	8,636	0.92	1,112
	東伯清掃工場	東伯町田越104	50	〃	昭和49.12	19,439	1.49	1,695
米子市	米子市清掃工場	米子市河崎3333	290	連続燃焼式	昭和54.4	53,606	0.54	7,138
境港市	境港市清掃センター	境港市中野町2080	60	准連続燃焼式	昭和63.1	12,361 (18)	0.71	1,361
西伯町はか二か町清掃施設管理組合	能竹焼却場	西伯町能竹	10	機械化バッチ式	昭和55.6	1,627	0.52	166
日吉津村	日吉津村塵芥処理場	日吉津村日吉津 1866	3	〃	昭和56.1	1,160	1.28	99

設置主体名	施設の名 称	施設の所在地	A 施設の 規 模 (t/日)	処理方式	稼働開 始年月	B 平成5 年度中 の年間 処理 実績 (t/年)	B		残渣量 (t/年)
							A×年間 稼働日数	残 渣 量	
淀江町	淀江町 ごみ焼却場	淀江町大字福岡 字高尾谷	10	機械化 バッチ式	昭和 53. 4	2,117	0 96	214	
大山町	大山町環境 美化センター	大山町豊房	12	機械化 バッチ式	昭和 56. 1	1,454	0.43	143	
名和町	名和町 塵芥処理場	名和町大字大塚 877-2	3	固 定 バッチ式	昭和 44. 4	763	0.82	54	
			5	機械化 バッチ式	昭和 51. 4	1,110	1.00	118	
中山町	中山町 清掃センター	中山町羽田井 1419-324	7	〃	平成 3. 5	720	0 71	73	
日野町	日野町 塵芥処理場	日野町黒坂187	3	固 定 バッチ式	昭和 45. 7	392	0.44	48	
			5	機械化 バッチ式	昭和 53. 4	802	0.54	112	
日南町	日南町 清掃センター	日南町下石見字 九畝田	10	機械化 バッチ式	平成 2. 6	682	0.43	109	
江府町	江府町 塵芥処理場	江府町江尾475	5	機械化 ハッチ式	昭和 54. 4	1,525	0 91	88	
溝口町	溝口町 清掃センター	溝口町福島	10	〃	平成 元. 4	1,287	0.56	142	
計			917			181,812 (18)		20,154	

(注) 境港市の年間処理実績中(18)とあるのは、資源化量内書である。

表129 粗大ごみ処理施設

(平成6年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	A 公称能力 (t/日)	稼働開始 年 月	B平成5 年度 年間 処理 実績 (t/年)	資 源 化 量	C 稼働日数
中部広域行政 管理組合	向山 清掃工場	圧縮 破碎併用	50	昭和 48. 4	831	518	272
西部広域行政 管理組合	岸本中間 処理場	圧縮	50	平成 元. 1	12,952	0	276
計			100		13,783	518	

収集された廃棄物は、可能な限り焼却、破碎等の中間処理を行った後、最終処分場において埋立処分されているが、市町村が一般廃棄物を埋立処分している最終処分場は表130のとおりであり その残余容量の合計は平成5年度末で約56万m<sup>3</sup>となっている。

一方、平成5年度中に最終処分場に埋立処分された一般廃棄物は約9万m<sup>3</sup>となっている。

従って、最終処分場の残余容量の合計と年間埋立処分量からみて、平成5年度末において6年間程度の処分が可能な状況となっているが、ごみの量が増加する一方で最終処分場の設置が年々困難となってきたので、計画的な最終処分場の確保とともに、ごみの減量化を強力に推進することが必要である。

表130 一般廃棄物最終処分場整備状況

(平成6年3月末現在)

設置主体名	最終処分場名	所在地	埋立て開始年月	埋立て終了予定年月	面積(m <sup>2</sup> )	全体容量(m <sup>3</sup> )	5年度埋立て実績(m <sup>3</sup> /年)	残余容量(m <sup>3</sup> )
東部広域行政 管理組合	末恒不燃物処理場	鳥取市伏野 2228	昭和 59.4	平成 9.3	42,200	450,900	31,657	117,682
岩美町	岩美町清掃 工場灰捨場	岩美町大字恩志 字奥飯部	53.9	8.3	950	5,700	339	261
国府町	こくふ浄苑	国府町大字岡益 524	46.12	6.3	950	4,575	114	0
河原町	河原町ごみ埋立地	河原町大字中井 437	47.4	9.3	5,700	17,100	1,511	6,833
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46.4	7.3	4,553	22,765	148	250
中部広域行政 管理組合	東伯埋立地	東伯町大字田越	49.12	10.3	8,000	74,000	9,500	22,000
環境プラント 工業株式会社	環境プラント工業 一般廃棄物最終処分場	淀江町大字小波 字泉原	64.1	6.3	20,741	121,732	15,000	0
(西部広域行 政管理組合 業務委託)	環境プラント工業 一般廃棄物最終処分場 (第2処分場)	淀江町大字小波 字泉原	平成 5.9	20.9	28,267	443,942	28,130	415,812
境港市	不燃物埋立地	境港市渡町119	昭和 46.5	6.3	10,010	70,962	2,817	0
計					121,371	1,211,676	89,216	562,838



### (3) 浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への要望がたかまり 県内の浄化槽の設置基数も図17のとおり毎年約2,000基程度増加しており 平成6年度末には45,218基を数えている。

これらの浄化槽が所期の機能を発揮するためには、設置工事、保守点検・清掃等を適正に実施することが必要であるが、この専門的な知識、技能、経験を有している業者として法律及び条例の規定により知事の登録等を受けた浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の数は表132、表133のとおりである。また、台所排水などの生活雑排水による湖沼、河川の汚濁が進んでいるが、し尿と併せて生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽は、下水道未普及地域における生活雑排水対策として有効である。

このため県においては、指導要綱により県下全域、処理対象人員が51人以上の浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽としなければならないこととしている。

しかし、県内に設置されている浄化槽の大部分が家庭用の小規模なものであることから、家庭用浄化槽についても合併処理浄化槽の普及を図ることが課題となっている。

このため、合併処理浄化槽の生活雑排水対策上の有効性の啓発に努めるとともに、平成2年度から、国庫補助と併せて合併処理浄化槽設置に対する県費補助を行っており、平成4年度から補助対象区域を全県下に拡大し、合併処理浄化槽の設置推進に努めているところである。

図17 浄化槽設置基数の推移

単位 基

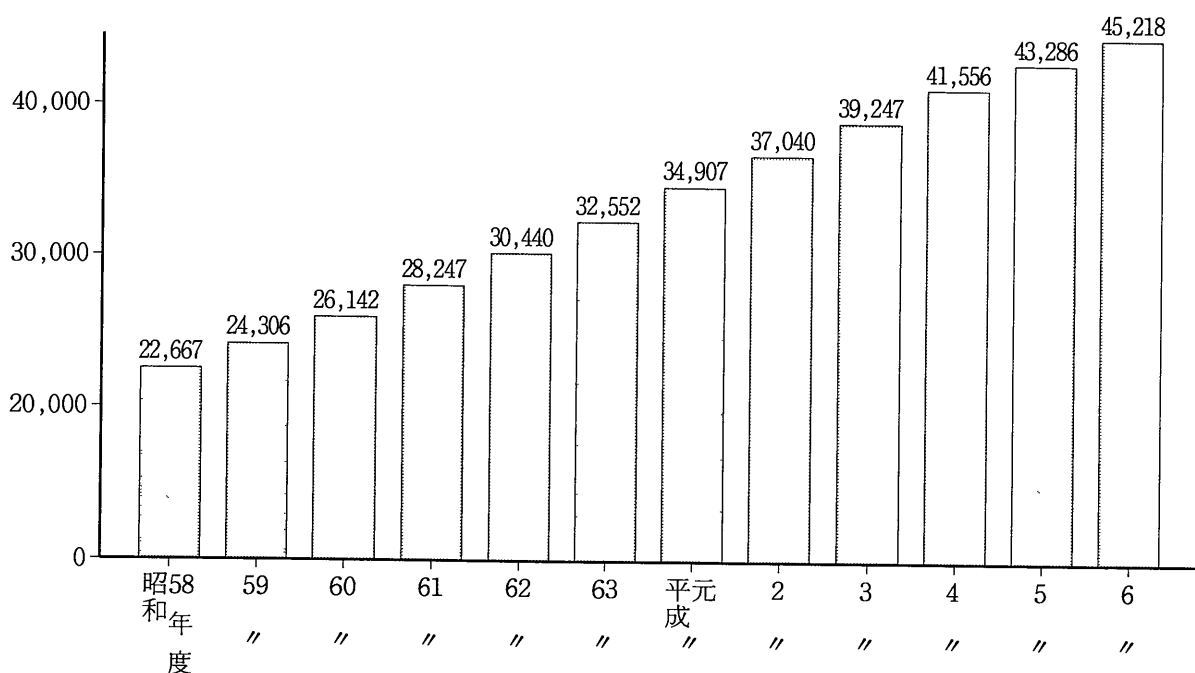


表131 保健所別浄化槽設置基数

(平成7年3月末現在)

保健所 人槽	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20	12,524	2,684	7,111	14,800	755	37,874
21～ 50	1,421	258	992	1,942	157	4,770
51～ 100	458	108	346	639	68	1,619
101～ 200	144	32	122	205	25	528
201～ 300	59	19	52	70	12	212
301～ 500	37	10	32	41	7	127
小 計	14,643	3,111	8,655	17,697	1,024	45,130
501～1,000	23	3	8	30	1	65
1,001～2,000	6	1		5	2	14
2,001～3,000	1			4		5
3,001～4,000				2		2
4,001～	1			1		2
小 計	31	4	8	42	3	88
合 計	14,674	3,115	8,663	17,739	1,027	45,218

表132 浄化槽工事業者数

(平成7年3月末現在)

項 目	登 録 業 者	届 出 業 者	合 計
業 者 数	15	239	254

表133 浄化槽保守点検業者数

(平成7年3月末現在)

保 健 所 名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
業 者 数	19	1	9	32	3	64

(注) 業者数とは、主たる営業所の所在地による。

#### (4) 監視・指導状況

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づき立入検査状況は次表のとおりである。

表134 廃棄物関係監視 指導状況

(平成6年度)

立入場所 検査件数	一 般 廃 棄 物						下 終 水 末 道 処 道 理 設 施	合 計
	し 尿 処 理 施 設	浄 化 槽	ご み 処 理 施 設	粗 処 大 理 ご 施 み 設	そ の 他	小 計		
立入検査件数	49	573	70	0	20	712	28	740
理化学検査件数	46	361	66	0	19	492	22	514

## 2 減量化対策

改正された廃棄物処理法では、排出された廃棄物を焼却等中間処理し、最終処分するなど、いかにして処理するかという従来の廃棄物処理の考え方を転換し、減量化や資源化、再生利用を国民、事業者等関係者の責務として明示したほか、市町村に廃棄物減量等推進審議会の制度が新設されるなど減量化を進めるための諸施策が整備された。

ごみの減量化、資源化は、住民、事業者、行政の三者が一体となって取り組むべき重要課題である。

県では、ごみの減量化、資源化を広域的に進めていくため、平成5年3月に、①ごみの排出抑制、②資源回収の推進、③再生品利用の推進、④啓発普及、⑤減量化、リサイクル推進体制の確立を基本方針とする「ごみ減量化 リサイクル推進に関する基本計画」を策定した。

この計画では、住民、事業者、行政が果たすべき役割を明らかにしており、県では、計画の具体的実施に向けて各種の施策を積極的に行っていくとともに、広く県民に啓発、普及を図っていくこととしており、平成6年3月に、住民、事業者、行政によって構成する「鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」を設置し、平成6年5月には、同協議会を開催し、各主体の取組状況の発表、意見交換等を行い、ごみの減量化 リサイクル推進の気運の高揚を図ったところである。

### 第2節 産業廃棄物

#### 1 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、生産活動の拡大により増加の一途をたどり、また、質的にも多様化する状況にある。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たって、地元住民等の理解を得ることが困難な場合も多く、処理施設の確保難や不法投棄などの不適正処理が問題となるなど、産業廃棄物をめぐる状況は、極めて深刻なものとなっている。

こういった状況のなかで、平成3年10月に、廃棄物処理法が全面改正されたところであり、県では

新しい法秩序のもとで、これらの課題に適切に対応するために、昭和57年に策定した第2次鳥取県産業廃棄物処理計画を見直し、「排出事業者処理責任による適正処理の推進」、「減量化 再資源化等の推進」などを主眼とした第3次鳥取県産業廃棄物処理計画を平成4年3月に策定したところである。

(1) 産業廃棄物の発生状況

平成2年度に実施した産業廃棄物実態調査（以下「実態調査」という。）によると、平成元年における県内の産業廃棄物の推計発生量は、2,956,060トンで、業種別比率は、農業39.2%、鉱業24.5%、製造業24.0%、建設業9.2%となっている。

また、種類別比率は、汚でい46.6%、家畜ふん尿39.2%、建設廃材7.6%となっており この3種類で全体の約94%を占めている。

平成元年の産業廃棄物発生量を昭和55年と比較すると、全体として3.8%増加している。種類別に見ると汚でいは若干減少しているものの、家畜ふん尿、建設廃材が増加しており 特に建設廃材の増加が著しい。

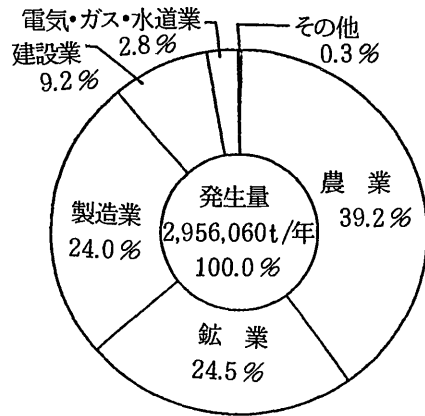


図18 業種別発生量  
(平成元年 農業を含む。)

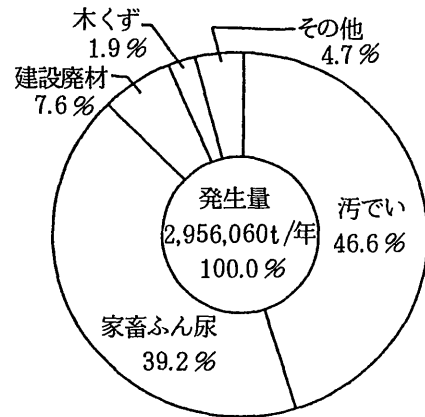


図19 種類別発生量  
(平成元年 農業を含む。)

2,849 千トン(100%)

2,956 千トン(100%)

昭和55年	平成元年	比率 (%)	種類
192	195	6.6	その他
33	226	7.6	建設廃材
917	1,158	39.2	家畜ふん尿
1,707	1,377	46.6	汚でい
<b>合計</b>	<b>合計</b>	<b>合計</b>	
2,849	2,956	100.0	

図20 産業廃棄物発生量の昭和55年との比較 (農業を含む。)

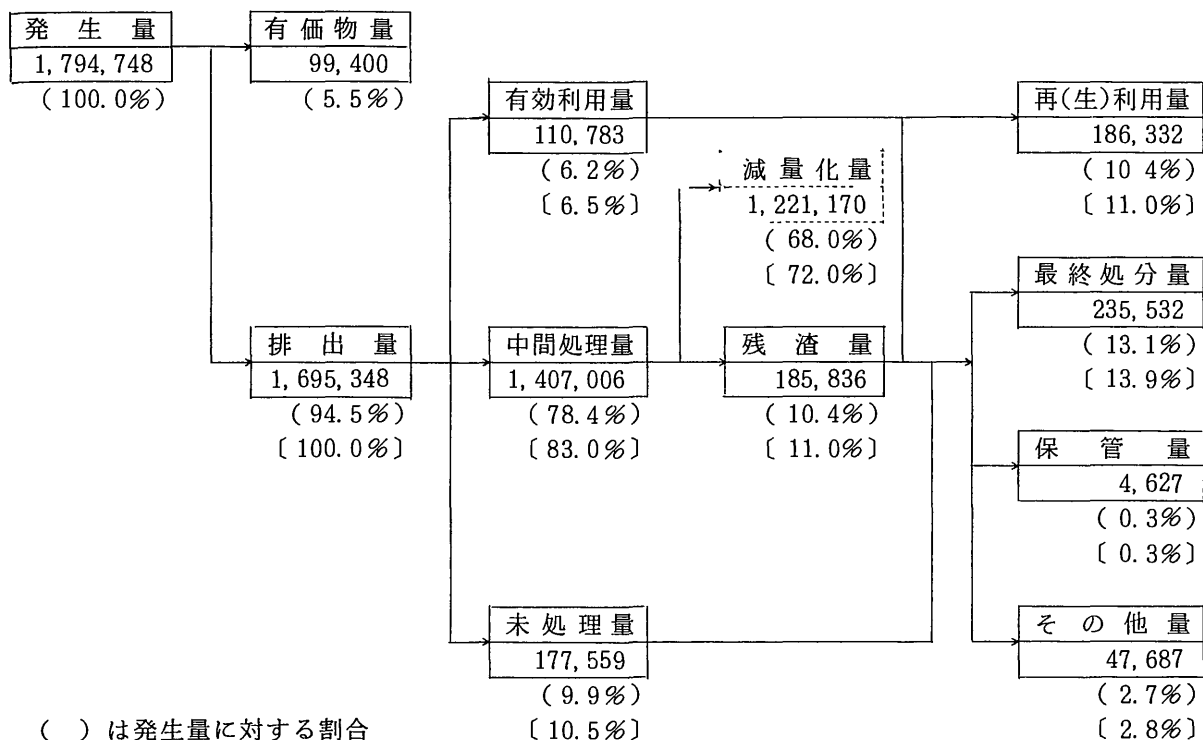


図21 産業廃棄物の発生及び処理 処分状況

(2) 産業廃棄物の処理・処分状況

実態調査によって推定された産業廃棄物の処理 処分状況は図21のとおりである。

(3) 排出量の将来予測

実態調査から、本県の産業廃棄物排出量（農業を除く。）の将来予測をみると、排出量は、今後も増大し、平成12年には、平成元年の1,695,348トンの約1.12倍の1,899,767トンに達するものと予測される。

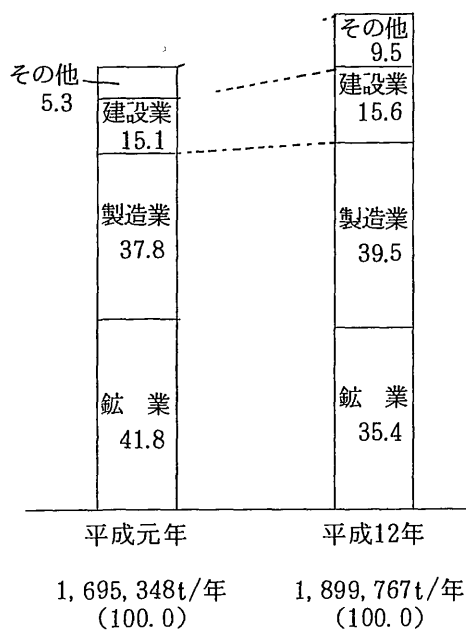


図22 業種別将来予測量  
(農業を除く。)

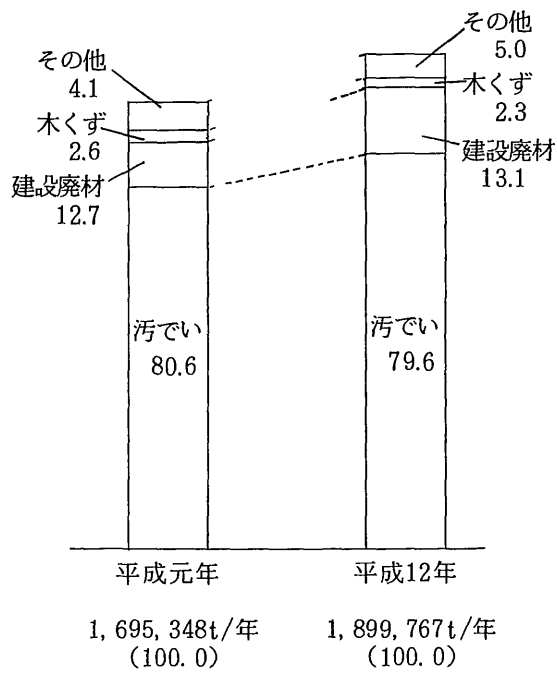


図23 種類別将来予測量  
(農業を除く。)

(4) 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における許可の現況は表135のとおりであり 産業廃棄物処理業者の平成4～6年度事業実績は表136のとおりである。

表135 産業廃棄物処理業者の許可の現況

(平成7年3月末現在)

業 の 種 類		産業廃棄物処理業	特別管理産業 廃棄物処理業	計
県 内 業 者	収 集 ・ 運 搬	105	11	116(107)
	中 間 処 理	2	1	3( 3)
	最 終 処 分	3	0	3( 3)
	収 集 ・ 運 搬、中 間 処 理	23	5	28( 23)
	収 集 ・ 運 搬、最 終 処 分	13	0	13( 13)
	収 集 ・ 運 搬、 中 間 処 理、最 終 処 分	5	0	5( 5)
小 計		151	17	168(154)
県外収集・運搬業者		130	41	171(137)
合 計		281	58	339(291)

備考(1) 特別管理産業廃棄物処理業とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」を取扱処理業者であり、産業廃棄物処理業者とは、「特別管理産業廃棄物」以外の産業廃棄物を取り扱う処理業者である。

(2) 計の( )内は、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可を併せ持つ処理業者を差し引いた実業者数である。

表136 産業廃棄物処理業者の事業実績

区 分	処 理 実 績 ( t / 年 )		
	平成4年度	平成5年度	平成6年度
収 集 ・ 運 搬 量	159,495	125,496	157,989
中 間 処 理 量	37,559	80,748	99,427
最 終 処 分 量	68,436	59,522	67,448

## (5) 産業廃棄物処理施設の設置状況

## ① 中間処理施設の設置状況

発生した産業廃棄物は事業者又は産業廃棄物処理業者の設置する中間処理施設により可能な限り減量化されるが、これらの中間処理施設のうち一定規模以上のものについては「産業廃棄物処理施設」として許可を受けることとされており 県内の許可施設設置状況及びその処理実績は表137のとおりである。

表137 中間処理施設の設置状況

(平成7年3月末現在)

施設の種 類	施設数	処 理 能 力	平成6年度処理実績
汚泥の脱水施設	25 (35)	3,584 m <sup>3</sup> /日 (3,627)	363,457 t (370,863)
汚泥の乾燥施設	3 (4)	84 m <sup>3</sup> /日 (102)	20,000 t (20,000)
汚泥の焼却施設	4 (5)	135 m <sup>3</sup> /日 (137)	20,124 t (20,345)
廃油の油水分離施設	1 (2)	40 m <sup>3</sup> /日 (46)	7,200 t (9,553)
廃油の焼却施設	3 (3)	8 m <sup>3</sup> /日 (8)	900 t (900)
廃プラスチック類の破碎施設	1 (2)	21.4 t/日 (25.9)	0 t (611)
廃プラスチック類の焼却施設	6 (9)	19.0 t/日 (19.3)	2,773 t (3,897)
シアン化合物の分解施設	8	51.2 m <sup>3</sup> /日	8 t
木くずの焼却施設	3 (5)	121 t/日 (123)	3,429 t (4,213)

(注) ( ) 内は、許可規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

## ② 最終処分場の設置状況

発生した産業廃棄物は、中間処理により可能な限り減量化された後、最終処分場において埋立て処分されているが、事業者及び産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場の設置状況は表138のとおりである。

表138 最終処分場の設置状況

(平成7年3月末現在)

設 置 主 体	施設数	平成6年度の処理実績
事 業 者	5 (10)	1,964 t (2,949)
産業廃棄物処理業者	19 (25)	64,027 t (65,484)
合 計	24 (35)	65,991 t (68,433)

(注) ( ) 内は、許可規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

## (6) 監視・指導状況

産業廃棄物関係の監視 指導状況は表139のとおりである。

表139 産業廃棄物関係監視・指導状況

(平成6年度)

立 入 場 所	立入検査件数	理化学検査件数
排 出 事 業 所	199	34
産業廃棄物処理業者	24	17
中 間 処 理 施 設	131	47
最 終 処 分 場	272	134
そ の 他	286	26
合 計	912	258



## 2 産業廃棄物処理対策

### (1) 産業廃棄物処理計画の基本方針

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理することは、産業活動の円滑な推進のみでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、極めて重要であり、第3次鳥取県産業廃棄物処理計画では次の事項を本計画による産業廃棄物処理の基本方針としている。

#### ア 事業者処理責任に基づく適正処理の推進

事業者は、その事業活動によって排出する産業廃棄物を、自らの責任と負担において適正に処理しなければならない。

事業者は、産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）への委託により産業廃棄物を処理する場合であっても 産業廃棄物が適正に処分されるまで、その産業廃棄物に責任を持たなければならない。

処理業者は、受託した産業廃棄物を適正に処理しなければならない。

#### イ 減量化・再資源化等の推進

事業者は、生産工程の改善等により産業廃棄物発生量の抑制に努めるとともに、事業者及び処理業者は、積極的に資源化・有効利用を促進して、処理必要量の減量に努めるものとする。

事業者及び処理業者は、産業廃棄物の処理に当たっては、適切な中間処理により極力減量化を図るとともに、安定化、無害化に努めるものとする。

#### ウ 最終処分場等必要な産業廃棄物処理施設の確保

事業者及び処理業者は、周辺環境等に配慮した設置計画のもとに、県民の理解と協力を得ながら、最終処分場等必要な産業廃棄物処理施設の確保を図るものとする。

県及び市町村は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、産業の育成振興を図る観点から適正な産業廃棄物処理施設の確保について協力するものとする。

#### エ 県が関与した産業廃棄物処理施設の検討

県は、県内で発生した産業廃棄物の適正処理を確保するため、公共関与による産業廃棄物処理の実施方策について検討を行い、必要な施策を講じるよう努めるものとする。

#### オ 不適正処理防止対策の強化

県は、市町村の協力を得ながら、産業廃棄物処理に関する監視 指導や不法投棄パトロールなど不適正処理防止対策の強化に努めるものとする。

### (2) 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正処理を図るため、第3次鳥取県産業廃棄物処理計画を基本とした各種の施策を推進している。

#### ア 事業者、処理業者への指導、監督

事業者及び処理業者に対して、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制 減量化、再生資

源化の推進及び適正処理の確保等について助言 指導、監督の強化を図り 産業廃棄物の適正処理を推進している。

#### イ 産業廃棄物処理指導要綱の施行

県内の産業廃棄物を適正に処理するためには、その地域の実情に応じた処理施設の確保が重要である。

このため、県では、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる設置予定者と地域住民等との紛争の防止に努め、地域と共存した処理施設の確保を図るため、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設等の立地環境に関する指針」を策定し、平成4年4月1日から施行した。

この要綱では、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるとともに、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議制度を規定し、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図っている。

また、平成5年度には、この要綱の円滑な運用を図るため、「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」を策定し、平成6年6月1日から施行したところである。さらに、平成7年度には、「産業廃棄物中間施設の構造指針及び維持管理指針」を策定することとしており、今後は、これらの指針に基づき産業廃棄物処理施設の適正な設置及び管理を確保するよう処理業者等を指導していくこととしている。

#### ウ 医療廃棄物の適正処理対策

病院、診療所、衛生検査所等の医療関係機関から排出される医療廃棄物については、感染事故の発生につながらないように滅菌等の処理が完全になされなければならない。

県では、厚生省から示された「医療廃棄物処理ガイドライン」を基本として平成2年2月に「鳥取県医療廃棄物処理指導指針」を策定し、医療廃棄物の適正処理に努めてきた。

さらに、平成3年10月の廃棄物処理法の改正に伴い厚生省から示された「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、新たに「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」を策定し、平成5年4月1日から施行し、適正処理を推進している。

#### エ 不法投棄対策の推進

全国的な最終処分場の不足や道路交通網の整備に伴い、本県においても産業廃棄物の不法投棄の増大が懸念されているところであるが、この産業廃棄物の不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、「産業廃棄物不法投棄民間監視員制度」を平成3年2月に設置した。

監視員は、市町村長の推薦により知事が委嘱（市及び日南町2名、町村1名）しており月に2日間、担当市町村の区域におけるパトロール活動に当たっている。

また、不法投棄事案の処理について、市町村及び警察等関係機関との連絡体制を強化し、投棄者の究明を行うとともに、投棄物の処理及び再発防止を図るため、平成4年6月に「鳥取県産業

廃棄物不法投棄事案処理指針」を策定するとともに、投棄者不明の場合の原状回復措置として市町村への助成制度を創設した。

#### オ 公共関与による処理

近年、産業廃棄物については、民間事業者による最終処分場等処理施設の整備が困難となるとともに、不法投棄等不適正処理が増加するなど、産業廃棄物を巡る問題は社会問題となっている。

この様な状況の中で県では、平成4年度から5年度にかけて、専門の委員会を設置し、公共が関与した産業廃棄物処理の必要性、公共関与事業の事業主体の形態等について検討を行った。

この結果、公共が関与した産業廃棄物処理事業の必要性とともに、公共関与事業の事業主体は、排出事業者責任を最大限に履行できる官（県、市町村）民共同出資による「第三セクター方式」が望ましい等の報告がなされた。

県では、この報告を受けて、平成6年度に産業廃棄物処理のための第三セクターの設立準備に着手し、平成6年12月に「財団法人鳥取県環境管理事業センター」（以下「センター」という。）が発足したところである。

センターでは、平成7年8月に産業廃棄物処理施設（東部処分場）の建設場所や規模等を決定し、地元へ協力要請を行うとともに、建設へ向けての準備に取りかかっているところである。

県としても、公共関与事業の円滑な推進を図るため、センターに職員を出向させるとともに、全面的にセンターの業務を支援しているところである。

## 第9章 中小企業に対する貸付け

表140 鳥取県中小企業設備資金制度（平成6年度）

貸付対象	中小企業者又は事業協同組合等
対象施設	土地、建物、構築物、機械設備
貸付限度額	5,000万円以内（組合等 5,000万円以内）
貸付利率	年 4.0%以内（保障付の場合年 3.6%以内）
返済方法	12年以内（2年以内の据置きを含む。）
取扱金融機関	県指定金融機関

表141 公害防止資金貸付実績

年 度	貸付件数	貸付金額
昭和60	2 件	3 500 万円
61	0	—
62	8	14 078
63	0	—
平成元	1	1 500
2	3	6 320
3	2	3 830
4	1	5 000
5	0	—
6	0	—

表142 施設別貸付実績

年度	施設別		ばいじん防止施設		そ の 他	
	件数	貸付金額	件数	貸付金額	件数	貸付金額
昭和60	2	3,500				
61	—	—				
62	8	14 078				
63	—	—				
平成元	1	1 500				
2	3	6 320				
3	2	3 830				
4	1	5 000				
5	—	—				
6	—	—				

(2) 中小企業近代化資金等助成法による設備近代化資金（無利子）による貸付け

表143 中小企業設備近代化資金貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設			
昭 和 59	} 該当なし 件	万円				
60						
61				2	873	汚水処理施設
62				—	—	
63				—	—	
平 成 元	—	—				
2	—	—				
3	5	7,386	汚水処理施設			
4	1	1,150	汚水処理施設			
5	2	1,980	汚水処理施設、産業廃棄物処理装置			
6	—	—				

(3) 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付け

表144 中小企業金融公庫、国民金融公庫による貸付実績

年 度	制 度	(産業公害防止貸付)		(公害貸付)	
		中小企業金融公庫		国民金融公庫	
		件 数	金 額	件 数	金 額
昭 和 59		2件	9,000万円	—件	—万円
60		4	21,000	1	100
61		—	—	2	830
62		2	3,400	—	—
63		—	—	1	850
平 成 元		—	—	—	—
2		2	3,500	—	—
3		—	—	—	—
4		2	6,000	—	—
5		3	15,000	—	—
6		—	—	—	—

(4) 環境事業団貸付け

表145 環境事業団貸付実績

年 度	件 数	金 額	対 象 施 設
昭 和 59	} 該当なし 件	万円	
60			
61			
62			
63			
平 成 元			
2	—	—	
3	—	—	
4	—	—	
5	2	24,700	産業廃棄物処理施設、汚水処理施設
6	—	—	

## 第10章 公害紛争処理 公害苦情等

### 第1節 公害紛争処理制度の現況

公害をめぐる紛争は、因果関係の解明が困難なところから、公害の裁判による解決に膨大な時間と費用を要するのが実情であり、しかも公害の被害は単に財産上の被害にとどまらず、人の健康、生命に及ぶ場合も少なくなく、また、被害者は比較的弱い立場にある一般住民であるのが通例である。

このため、訴訟とは別に紛争を早期に解決することを目的に、昭和45年に公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）が制定された。

この法律に規定する紛争処理の方法は、あっせん、調停、仲裁並びに裁定となっており、紛争処理機関は、中央機関と都道府県とがあり 都道府県の機関については、常設の審査会方式の機関と紛争処理にあたるべき候補者をあらかじめ委嘱しておく名簿方式とがある。

本県の場合は、名簿方式を採用し、公害審査委員候補者13名をおき、公害紛争事件が申請された場合は、知事が候補者の中から3人の委員を指名し、公害紛争の処理にあたる体制をとっている。

### 第2節 公害苦情受理処理状況

#### 1 公害苦情受理状況（県、市町村新規受理分）

(1) 平成6年度における本県の公害苦情受理件数は142件であり 平成5年度129件に比べ13件増加している。

(2) 年度別公害苦情種類別受理件数は、次のとおりである。

公害の種類	年度					
	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6
大気汚染	29	18	9	13	9	14
水質汚濁	18	41	21	19	25	17
騒音	32	25	12	18	12	31
振動	2	1	—	2	1	6
悪臭	33	19	12	19	22	32
土壌汚染	—	—	—	—	—	—
その他	31	37	98	61	60	42
計	145	141	152	132	129	142

公害の種類別苦情は、平成6年度受理件数では、水質17件（12％） 悪臭32件（22％） 騒音31

件（22％）、振動6件（4％）、大気汚染14件（10％）、その他42件（30％）となっている。

(3) 受理件数の多い市町村は、米子市49件（前年度42件）を最高に、鳥取市34件（前年度7件）境港市16件（前年度14件）日吉津村11件（前年度9件）の順となっており、ほとんどが市部に集中している。

## 2 公害苦情の処理状況（県、市町村新規受理分）

平成6年度における公害苦情件数142件中解決したもの141件で、解決率は99％となっている。

平成6年度の公害苦情種類別処理状況は、次のとおりである。

区分 公害の種類	受理件数 A	解決件数 B	解決率 $(\frac{B}{A} \times 100) \%$
大気汚染	14	14	100
水質汚濁	17	17	100
騒音	31	31	100
振動	6	6	100
悪臭	32	31	97
土壌汚染	—	—	—
その他	42	42	100
計	142	141	99

## 3 公害苦情の種類別発生源内訳（県、市町村新規受理分）

公害の発生源別では、製造業27件（19％）建設業20件（14％）、サービス業20件（14％）、家庭生活17件（12％）、農業13件（9％）、卸売・小売業・飲食店6件（4％）事務所2件（2％）その他37件（26％）などとなっている。

発生源 種類	農業	建設業	製造業	卸売・小売業 飲食店	サービス業	家庭生活	事務所	その他	計
大気汚染	—	5	7	—	1	1	—	—	14
水質汚濁	2	—	1	1	5	2	—	6	17
騒音	2	7	7	4	3	5	—	3	31
振動	—	3	1	—	1	—	—	1	6
悪臭	5	1	10	—	9	3	2	2	32
土壌汚染	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	4	4	1	1	1	6	—	25	42
計	13	20	27	6	20	17	2	37	142

表146 平成6年度公害苦情件数

区分 市町村名	新規	繰越	合計	処理 (解決)	翌年 繰越	合計	備考
鳥取市	34		34	34		34	
米子市	49		49	49		49	
倉吉市	2		2	2		2	
境港市	16		16	16		16	
岩美郡							
国府町							
岩美町							
福部村							
八頭郡							
那家町							
船岡町							
河原町							
八東町							
若桜町							
用瀬町							
佐治村							
智頭町							
気高郡							
気高町							
鹿野町							
青谷町							
東伯郡							
羽合町							
泊村							
東郷町							
三朝町	1		1	1		1	
関金町							
北条町							
大栄町							
東伯町							
赤碕町	1		1	1		1	
西伯郡							
西伯町							
会見町							
岸本町	2		2	2		2	
日吉津村	11		11	11		11	
淀江町							
大山町							
名和町							
中山町							
日野郡							
日南町							
日野町							
江府町							
溝口町		1	1		1	1	
県	26	2	28	25	3	28	
計	142	3	145	141	4	145	



表147 公害の種類別件数（新規）

区分 市町村名	大 気	水 質	土 壤	騒 音	振 動	悪 臭	計	その他	合 計
鳥 取 市	1	8		13	2	4	28	6	34
米 子 市	7	1		12	2	9	31	18	49
倉 吉 市						1	1	1	2
境 港 市	2	1		3	1	1	8	8	16
岩 美 郡									
国 府 町									
岩 美 町									
福 部 村									
八 頭 郡									
郡 家 町									
船 岡 町									
河 原 町									
八 東 町									
若 桜 町									
用 瀬 町									
佐 治 村									
智 頭 町									
気 高 郡									
気 高 町									
鹿 野 町									
青 谷 町									
東 伯 郡									
羽 合 町									
泊 村									
東 郷 町									
三 朝 町		1					1		1
関 金 町									
北 条 町									
大 栄 町									
東 伯 町									
赤 碓 町								1	1
西 伯 郡									
西 伯 町									
会 見 町									
岸 本 町				1			1	1	2
日 吉 津 村	1	3		2	1	4	11		11
淀 江 町									
大 山 町									
名 和 町									
中 山 町									
日 野 郡									
日 南 町									
日 野 町									
江 府 町									
溝 口 町									
県	3	3				13	19	7	26
計	14	17		31	6	32	100	42	142

### 第3節 企業の公害防止管理者等の設置

#### 1 公害防止管理者等の設置

昭和46年6月に制定された「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、一定の要件を備えた特定施設を有する工場は、その特定施設の区分（大気、水質、騒音、粉じん、振動）ごとに公害防止管理者を選任することを義務付けられ、このほか、従業員の数、工場の規模によっては、公害防止統括者、公害防止主任管理者も選任しなければならないことになっている。本県において公害防止管理者を選任している工場数は54工場である。

表148 公害防止管理者等設置状況（平成7年3月31日現在）

業 種 名	工 場 数	公 害 防 止 統 括 者	大 気 関 係 公 害 防 止 管 理 者				水 質 関 係 公 害 防 止 管 理 者				騒 音 関 係 公 害 防 止 管 理 者	粉 じ ん 関 係 公 害 防 止 管 理 者	振 動 関 係 公 害 防 止 管 理 者	公 害 防 止 主 任 管 理 者
			第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種	第 一 種	第 二 種	第 三 種	第 四 種				
(12) 食 料 品 製 造 業	7	5 (4)				5 (5)					3 (2)			
(13) た ば こ 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)								
(14) 織 維 工 業	1	1 (1)												
(16) 木 材、木 製 品 製 造 業	1	1 (1)				1 (1)								
(18) パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 製 造 業	2	2 (2)	1 (2)		1		2 (3)							1 (1)
(21) 石 油 ・ 石 炭 製 品 製 造 業	12	5 (5)		1 (1)		11 (10)						1 (1)		
(25) 窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業	16	8 (9)				2 (2)						15 (15)		
(26) 鉄 鋼 業	3	3 (2)			1 (1)						2 (2)		2 (1)	
(28) 金 属 製 品 製 造 業	8	8 (5)				1	1 (1)	5 (3)			3 (2)		4 (3)	
(30) 電 気 機 械 器 具 製 造 業	2	2 (1)	1				1 (1)	1						
(37) ガ ス 業	1	1	1											
計	54	37 (31)	3 (2)	1 (1)	2 (1)	21 (19)	3 (5)	6 (3)		3 (2)	5 (4)	16 (16)	6 (4)	1 (1)

(注) 1 業種番号、業種名は日本産業分類による。

2 ( ) は、代理者の数である。